

令和4年度第3回 千葉県地域リハビリテー ション協議会	資料6
令和5年3月24日(金)	

# 千葉県地域リハビリテーション協議会

## 運営要領の改正について（期限の延長）

千葉県健康福祉部健康づくり支援課

➡ **令和2年4月1日に施行し、令和5年3月31日に失効をむかえる。**

「外部有識者等が参加する附属機関の性質を有しない会議に関する指針」  
平成25年3月策定（平成25年3月22日付行革第207号別添 抜粋）

3. 開催及び運営等

(1) 開催

②会議は、要綱等において、その目的に応じて、あらかじめ期限を明らかにすること（3年以内を目安とする）。

なお、時限到来後においても、引き続き会議を開催する必要がある場合にあっては、再度、必要性や目的等を十分に精査し、期限を定めて新たな会議を設置すること。

## 運 営 要 領 改 正 案

改正案	現行
<p><b>附 則</b> <b>（施行期日）</b> 1 この要領は平成29年4月1日から施行する。 <b>（要綱の廃止）</b> 2 「地域リハビリテーション協議会運営要綱」は、廃止する。 <b>（失効）</b> 3 この要領は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。 <b>（施行期日）</b> 1 この要領は平成29年10月6日から施行する。 <b>（施行期日）</b> 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。 <b>（施行期日）</b> 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> <b>（施行期日）</b> 1 この要領は平成29年4月1日から施行する。 <b>（要綱の廃止）</b> 2 「地域リハビリテーション協議会運営要綱」は、廃止する。 <b>（失効）</b> 3 この要領は、平成5年3月31日に限り、その効力を失う。 <b>（施行期日）</b> 1 この要領は平成29年10月6日から施行する。</p>



お わ り

**CHIBAちしほ**

お問い合わせ先

千葉県健康福祉部健康づくり支援課地域リハビリ班

電話 043-223-2482